

作成日 2000年12月01日  
改定日(R-13) 2024年02月29日

## 安全データシート(SDS)

### 1. 製品及び会社情報

#### 製品情報

製品名 プリマーループ 0号/1号/2号  
整理番号 12059788/11026826 (0号)  
12059312/11026168 (1号)  
12059315/11026167 (2号)  
推奨用途及び使用上の制限 グリース

#### 会社情報

会社名 日本エヌ・シー・エイチ株式会社  
住所 東京都町田市南成瀬1-2-2 5F  
担当部署 管理・技術センター技術・品証課  
電話番号 0120-571511

### 2. 危険有害性の要約

GHS 分類 : 「区分に該当しない」又は「分類できない」に該当する。  
なお、これらに該当する場合は後述の第11項に記載した。  
GHS ラベル要素 : なし  
危険有害性情報 : なし  
注意書き : なし

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物  
化学名または一般名 : グリース

成分名	質量%	官報整理番号	CAS No.	備考
潤滑基油(鉱油)	70~80	9-1692	64742-52-5 64742-54-7	既存化学物質または名称公示済みである
二硫化モリブデン (モリブデンとして)	1.0 (0.6)	1-481	1317-33-5	既存化学物質または名称公示済みである
その他	残分	企業秘密	企業秘密	構成成分はすべて既存化学物質または 名称公示済みである

※製品を構成する全成分及び含有量は、企業秘密のため記載できない。  
記載のない成分は、危険有害性区分に寄与せず、国内法令によって情報伝達が求められる物質ではない。  
SDS 交付義務対象物質である成分について、より詳細な組成情報が必要な場合、秘密保持契約締結の上、  
詳細な組成、成分情報開示書類を別途提出とする。

### 4. 応急措置

#### 吸入した場合：

- 気分の悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 気分の戻らない時は、医師の診断を受けること。
- 呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。
- 呼吸が弱い場合は人工呼吸や酸素吸入を行う。
- 呼吸の影響が遅れて現れることがある。
- 上記症状が出た場合、直ちに医師の診断を受けること。

#### 皮膚に付着した場合：

- 直ちに水で洗い流し、石鹼で液が付着したところをよく洗うこと。
- 直ちに汚染された衣類を取り除くこと。皮膚を流水で洗うこと。
- 気分が悪くなった場合は、医師の診断を受けること。
- 汚染された衣類を再使用する場合は洗濯してから使用すること。

#### 眼に入った場合：

- 清浄な水で最低15分間洗浄する。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
- コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。
- 洗浄後、医師の診断を受けること。
- 激しい痛みがある場合は、直ちに医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合:

- ・直ちに水で口の中を洗浄する。
- ・直ちに医師の診断を受けること。
- ・無理に吐かせないこと。
- ・子供などが飲み込んだ懸念がある場合、直ちに医師の診断を受けること。

予想される急性症状及び遅発性症状:

- ・眼: 刺激。皮膚: 刺激。吸入: 呼吸器を刺激。誤飲: 胃腸を刺激。

最も重要な兆候及び症状:

- ・データなし。

医師に対する特別注意事項:

- ・症状は遅れて発現することがあり、過剰に暴露した場合は、医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

- ・消火剤 : 泡、アルコール、炭酸ガス、粉末、水散布
- ・使ってはならない消火剤 : 特になし。
- ・特定の消火方法 : 消火活動を行う者に火災の場所と有害性を伝える。  
火災に暴露されている容器を水で冷却する。
- ・消火を行う者の保護 : 自給式呼吸器を含む適切な保護具を使用する。

6. 漏出時の措置

- ・人体に対する注意事項  
保護具及び緊急措置 : 「8. 暴露防止及び保護措置」の記載事項を参照のこと。  
密閉された場所では換気又は送気マスクを使用する。  
作業時には「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の適切な保護具を使用する。  
漏出物は、滑りやすいので気をつける。
- ・環境に対する注意事項 : 漏出物は排水や水源に混入させない
- ・回収、中和、封じ込め及び浄化方法と機材 : 適切な吸収剤を使用して回収し、可能なら再使用するか廃棄する。  
残分はウエス等で拭き取り、廃棄する。
- ・二次災害の防止策 : 火気、電源等の引火源を止めるとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- : 火気注意。潤滑油を含み、燃焼の可能性がある。  
炎、火花もしくは高温体との接近又は過熱を避ける。

局所排気装置・全体換気

- : 取扱う場合は「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気内、又は全体換気のある場所で取扱う。

安全取扱い注意事項

- : 暴露防止のため、「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の保護具を着用して作業を行う。蒸気の吸入、皮膚への接触を避ける。  
製品ラベルの注意事項を守って取り扱う。

管理濃度、濃度基準値等

接触回避

- : 「8. 暴露防止及び保護措置」の記載事項を参照のこと。  
: 「10. 安定性及び反応性」参照。

保管

技術的対策

- : 火気注意。  
: 「10. 安定性及び反応性」参照。  
: 40°C以上の高温を避け、常温屋内で保管する。施錠して保管する。  
使用時以外は密栓をし子供の手の届かない所に保管する。  
その他法令の定める所に従う。

混触禁止物質

適切な保管条件

避けるべき保管条件

- : 火気注意。熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。

廃棄上の注意及び輸送上の注意: 「13. 廃棄上の注意」、「14. 輸送上の注意」の記載事項を参照。

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度、管理濃度(職業的暴露限界値、生物学的限界値)

成分名	含有量 (質量%)	管理濃度 (安衛法)	許容濃度 (日本産業衛生学会)	濃度基準値 (第 577 条の 2 第 2 項)	ACGIH-TLV
潤滑基油(鉱油)	70~80	未設定	未設定	未設定	未設定



- 感作性-呼吸器 : 各成分の分類結果から混合物として情報がなく分類できない。
- 感作性-皮膚 : 各成分の分類結果から混合物として情報がなく分類できない。
- 生殖細胞変異原性 : 各成分の分類結果から混合物として情報がなく分類できない。
- 発がん性 : 各成分の分類結果から混合物として情報がなく分類できない。  
(独) 製品評価技術基盤機構は潤滑油基油 (CAS: 64742-52-5) を区分 2B と分類しているが、オーストラリアではDMSO抽出物3%未満の眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性はないと評価されていることを考慮し採用するデータとしては適切でないと判断した。
- 生殖毒性 : 各成分の分類結果から混合物として情報がなく分類できない。
- 生殖毒性 (授乳に対するまたは授乳を介した影響) : 各成分の分類結果から混合物として情報がなく分類できない。
- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 各成分の分類結果から混合物として情報がなく分類できない。
- 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : 各成分の分類結果から混合物として情報がなく分類できない。  
(独) 製品評価技術基盤機構は潤滑油基油 (CAS: 64742-52-5) を区分 1A と分類しているが、IP346 法による DMSO 抽出物が 3% 未満の潤滑油基油に対して発がん性の区分は適用されないとしていることを考慮し採用するデータとしては適切でないと判断した。
- 誤えん有害性 : 各成分の分類結果から混合物として情報がなく分類できない。

12. 環境影響情報

- 生体毒性 : データなし
- 残留性/分解性 : データなし
- 生物蓄積性 : データなし
- 土壌中の移動度 : データなし
- オゾン層への有害性 : 分類できない
- その他の影響 : データなし

13. 廃棄上の注意

- ・ 残余物の廃棄の際は下水、環境中にそのまま放出しない。
- ・ 使い切ってから廃棄するか、産業廃棄物処理業者に委託する。
- ・ その他環境、廃棄物関連法規に準じて廃棄する。

14. 輸送上の注意

- 国連番号、国連分類 : 該当しない
- 国内規制 : 非該当
- 特別の安全対策
  - ・ 7 項、15 項の記載事項を参照のこと。
  - ・ 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。
  - ・ 転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にする。
  - ・ その他法令の定める所に従う。

15. 代表適用法令

- 化審法 : 特定化学物質 : 該当せず
- 毒物劇物取締法 : 毒物、劇物 : 該当せず
- 消防法 : 危険物 : 該当せず
- 労働安全衛生法 : 有機溶剤中毒予防規則 : 該当せず
- : 特定化学物質障害予防規則 : 該当せず
- : 変異原性が認められた既存化学物質 : 該当せず
- : がん原性物質 : 該当せず
- : 皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質 : 該当せず
- : 通知対象物質 : 政令番号第 168 号 鉱油
- : リスクアセスメント物質 : 政令番号第 603 号 モリブデン及びその化合物
- : リスクアセスメント物質 : 政令番号第 168 号 鉱油
- : リスクアセスメント物質 : 政令番号第 603 号 モリブデン及びその化合物

なお、本書作成時の調査より、令和 6 年度、令和 7 年度、令和 8 年度以降追加となる安衛法ラベル表示・SDS 交付の義務化対象物質の含有は、以下記載の通りである。

- : 通知対象物質(令和 6 年度追加)
  - : 該当せず
- : リスクアセスメント物質(令和 6 年度追加)
  - : 該当せず
- : 通知対象物質(令和 7 年度追加)
  - : 該当せず
- : リスクアセスメント物質(令和 7 年度追加)
  - : 該当せず
- : 通知対象物質(令和 8 年度追加)
  - : 該当せず
- : リスクアセスメント物質(令和 8 年度追加)
  - : 該当せず

化学物質管理促進法(PRTR 法)

: 該当せず

ただし、PRTR 法規制値未満であるが、成分中に以下の PRTR 法規制物質を含む。

- : 第一種指定化学物質 : 管理番号第 453 号 エブデン及びその化合物  
エブデンとして 0.6%

## 16. その他の情報

本データシートに記載されている情報は弊社の知り得る限りにおいて正確ですが、保証するものではありません。弊社は製品ラベル記載事項を守らない使用方法などによって受けた人的、物的損害に対して賠償責任を負いかねます。

参考文献：

1. 「製品安全データシートの作成指針」(社)日本化学工業協会, 2001
2. 「GHS 対応による混合物(化学物質)の MSDS 作成手法の研修テキスト」中央労働災害防止協会, 2006
3. 「GHS モデル MSDS 情報」中央労働災害防止協会, 2024
4. 「JIS Z7253:2019, GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」日本工業標準調査会, 2024
5. 「GHS 分類結果データベース」(独)製品評価技術基盤機構, 2024
6. 「ezADVANCE Chemical Database」日本ケミカルデータベース(株), 2024